

平成29年1月19日

福知山市長 大橋 一夫 様

公立大学法人福知山公立大学評価委員会  
委員長 青山 公三

## 意見書

公立大学法人福知山公立大学中期目標・中期計画の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項及び第26条第3項の規定による公立大学法人福知山公立大学評価委員会の意見は、下記のとおりです。

### 記

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき福知山市が定める中期目標及び法第26条第1項の規定に基づき公立大学法人福知山公立大学が定める中期計画の変更については、異存ありません。

#### （付帯意見）

- 大学開設2年目に学科名称を変更することについては、当初計画の策定に甘さがあったと言わざるを得ない。学科名称は受験生をはじめとするステークホルダーに対して、人材養成の目的や教育内容を提示するうえでの重要な意味を持つものであるため、今後の将来計画策定や組織改編検討にあたっては、より一層慎重な姿勢で臨むこと。
- 学科名称の変更に係る在学生や保護者等からの意見や質問に対しては誠意を持って対応すること。